（カード代替電磁的記録利用者本人がカード代替電磁的記録の送信を行ったことを確認するための措置）

第三十九条の二十一　法第十八条の三第一項第三号の主務省令で定める措置は、第三十九条の六の規定により設定した生体認証符号等の使用又は暗証番号の入力とする。［新設］

（法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準）

第三十九条の二十二　法第十八条の三第一項第四号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。［新設］

一　電磁的記録媒体にアクセスすることができる機能を有するものであること。

二　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、カード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対し、カード代替電磁的記録利用者符号を用いて電子署名を行う機能を有するものであること。

三　カード代替電磁的記録利用者がカード代替電磁的記録を送信するに際して、当該送信に係るカード代替記録事項を確認することができる機能を有するものであること。

四　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対しては、当該送信されたカード代替電磁的記録を送信しない機能を有するものであること。

五　過去にカード代替電磁的記録の送信を行った相手方以外の者に対するカード代替電磁的記録の送信を行うことができなくなった場合には、機構に対してその旨の通知を送信する機能を有するものであること。

六　法第十八条の四第一項及び第二項に規定するプログラムと正常に通信できる機能を有するものであること。

七　前号の通信を暗号化して行う機能を有するものであること。

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定に係る公示の方法）

第三十九条の二十三　法第十八条の三第二項の規定による同条第一項に規定するプログラムの認定に係る公示は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。［新設］

（カード代替電磁的記録送信用プログラムの認定の取消し等）

第三十九条の二十四　内閣総理大臣は、法第十八条の三第一項の認定を受けたプログラムが同項各号に掲げる基準に適合しなくなったときその他内閣総理大臣が必要と認めるときは、その認定を取り消すことができる。［新設］

2　内閣総理大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。

（カード代替電磁的記録の送信がカード代替電磁的記録利用者によって行われたことを確認するための措置）

第三十九条の二十五　法第十八条の四第一項第一号の主務省令で定める措置は、送信を受けたカード代替記録事項及びカード代替記録乱数符号に対して行われた電子署名が、当該カード代替電磁的記録に記録されたカード代替電磁的記録利用者検証符号に対応するカード代替電磁的記録利用者符号を用いて行われたことを確認することとする。［新設］

（カード代替電磁的記録について改変が行われていないことを確認するための措置）

第三十九条の二十六　法第十八条の四第一項第二号の主務省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。［新設］

一　第三十九条の五第五項第二号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係る特定カード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。

二　第三十九条の五第五項第一号の規定による電子署名が行われたことを、送信を受けたカード代替電磁的記録に係るカード代替電磁的記録発行者署名検証符号により確認すること。